

第18回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議
事 項 書

令和2年7月28日（火）

16時00分～16時30分

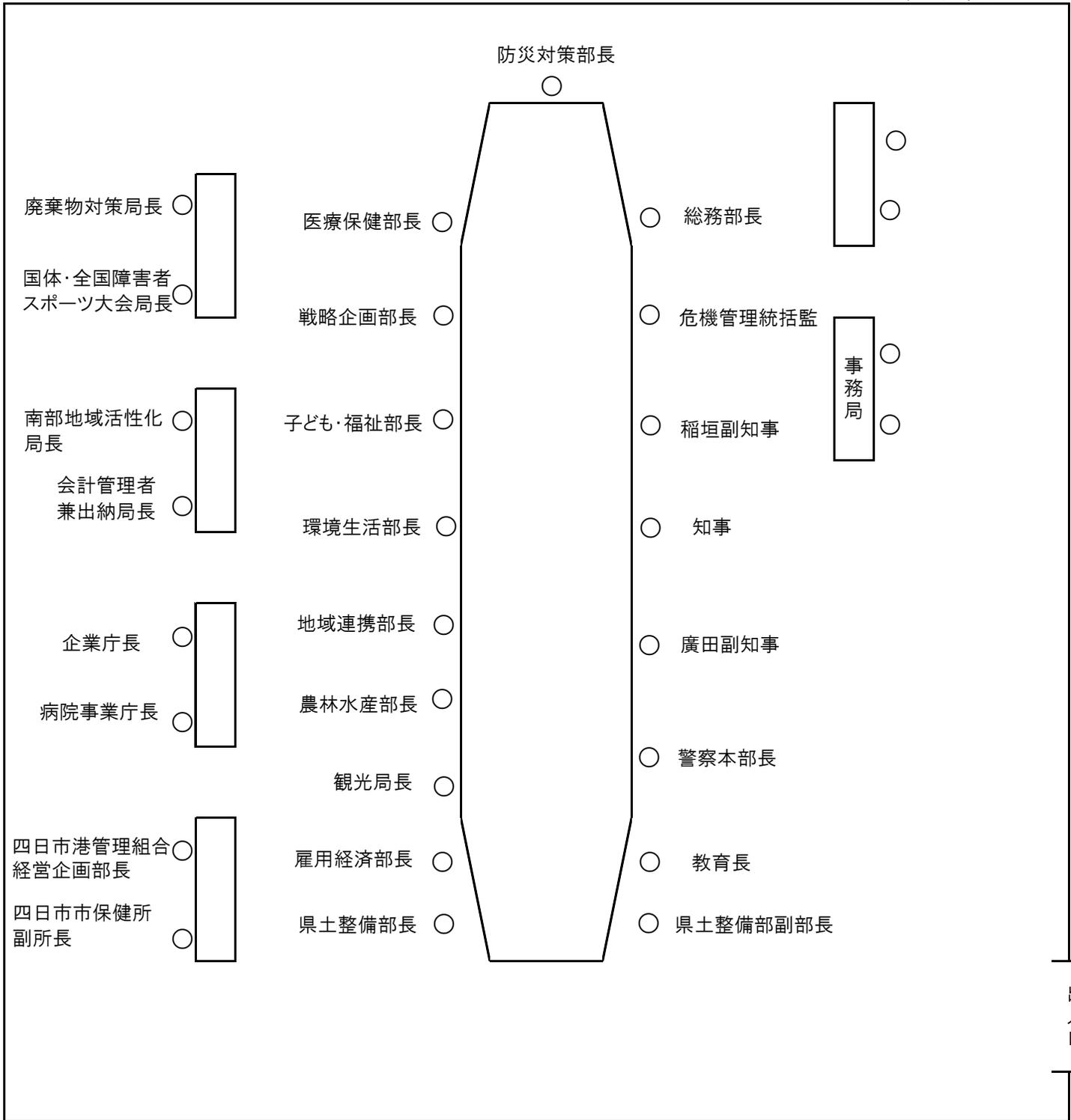
3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の発生状況について
- 2 今後の医療提供体制について
- 3 保健所の即応体制について
- 4 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 3
～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について
- 5 その他
- 6 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

第18回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(7月28日)座席表

プレゼンテーションルーム

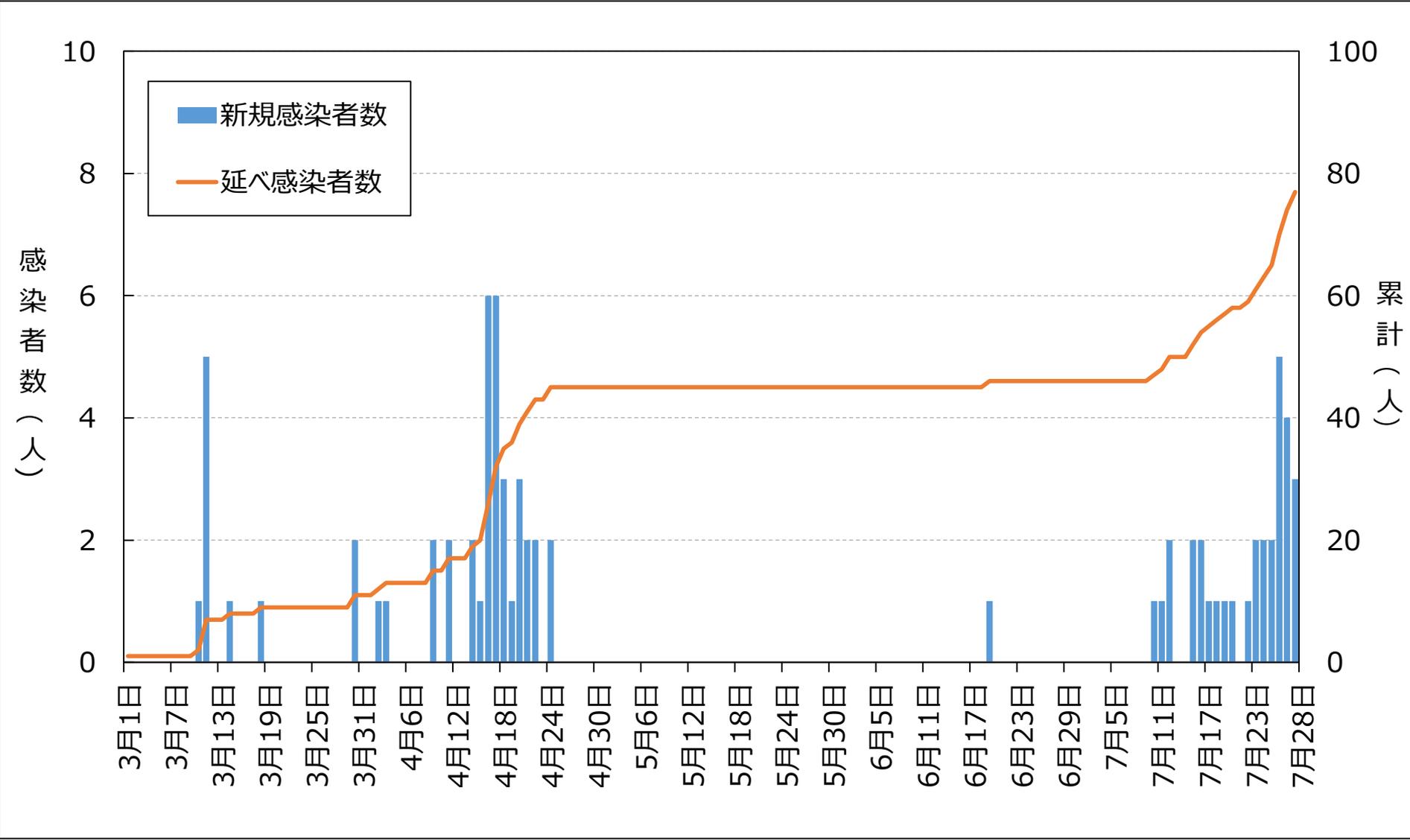


新型コロナウイルス感染症 の発生状況について

令和2年7月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

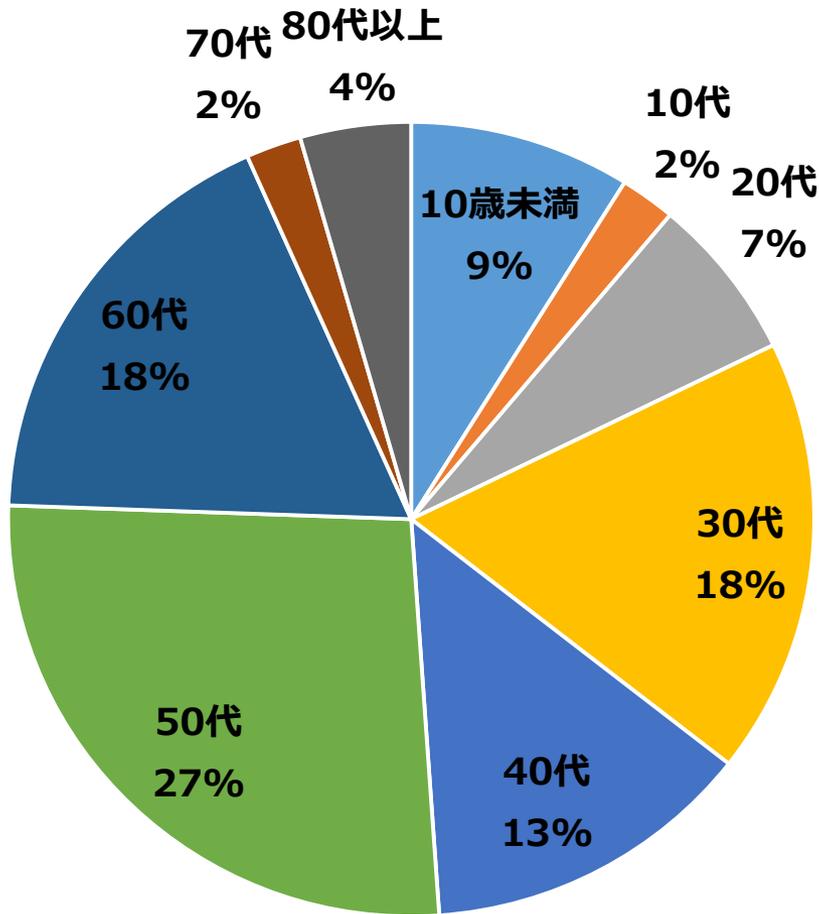
県内患者発生状況 (n=77, R2.7.28時点)



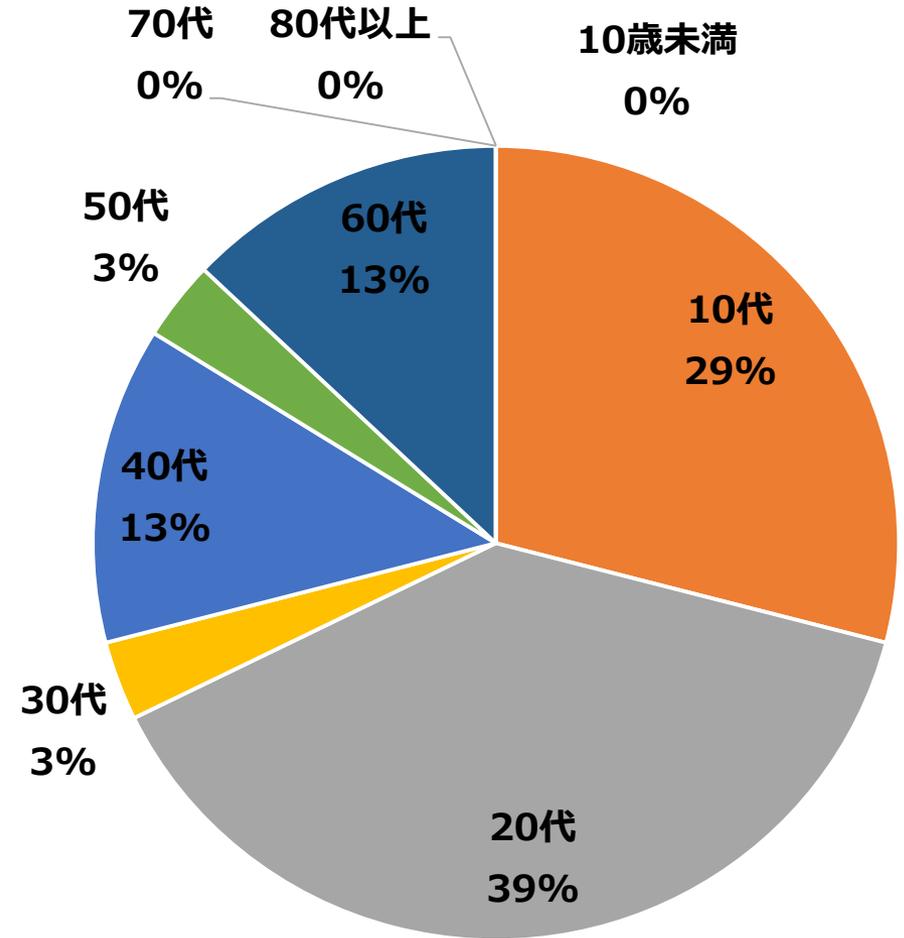
※再陽性者1名を含む

県内患者年代別割合比較 (R2.7.28時点)

R2.1.30~5.31 (n=45)

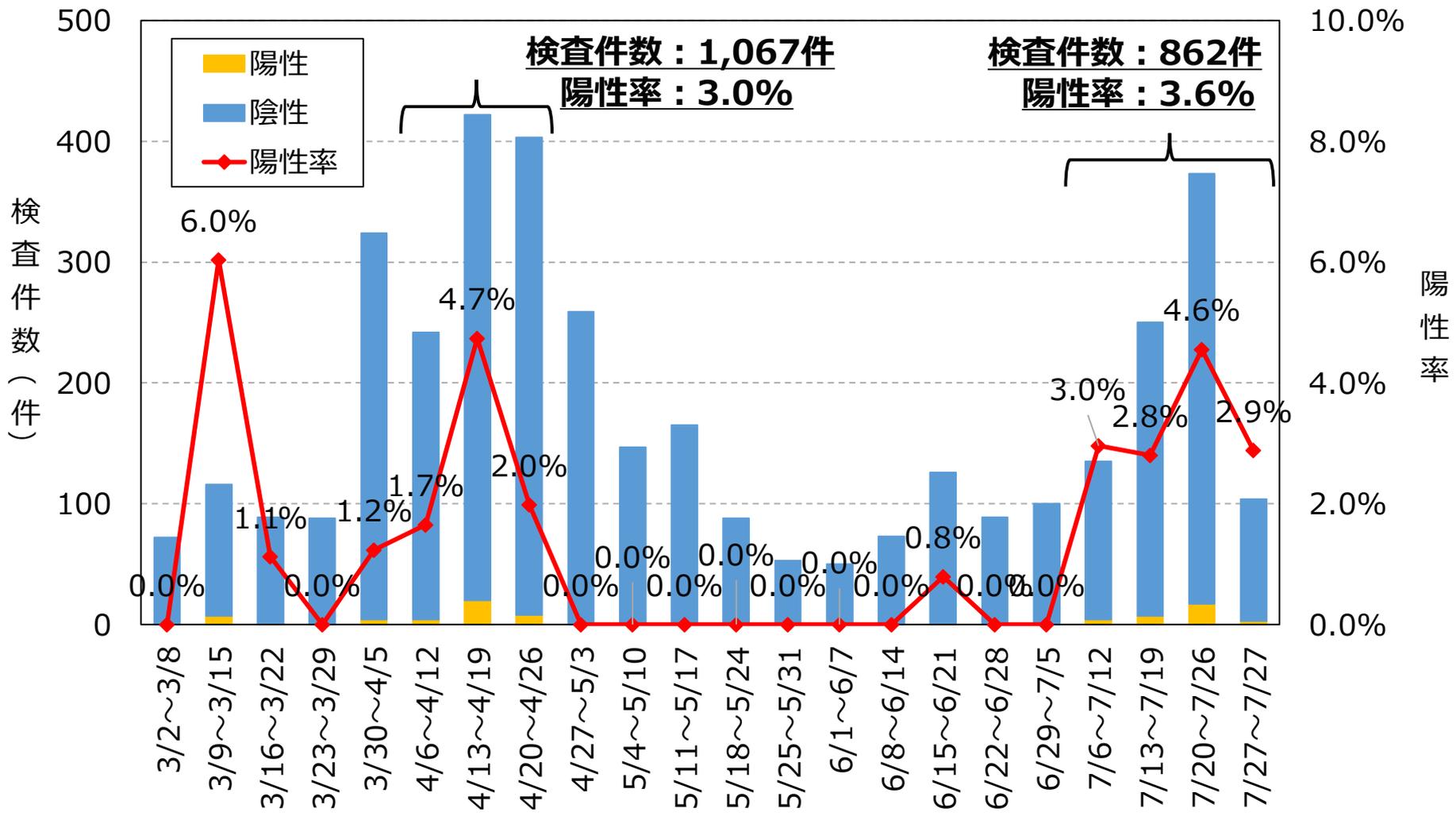


R2.7.1~7.28 (n=31)



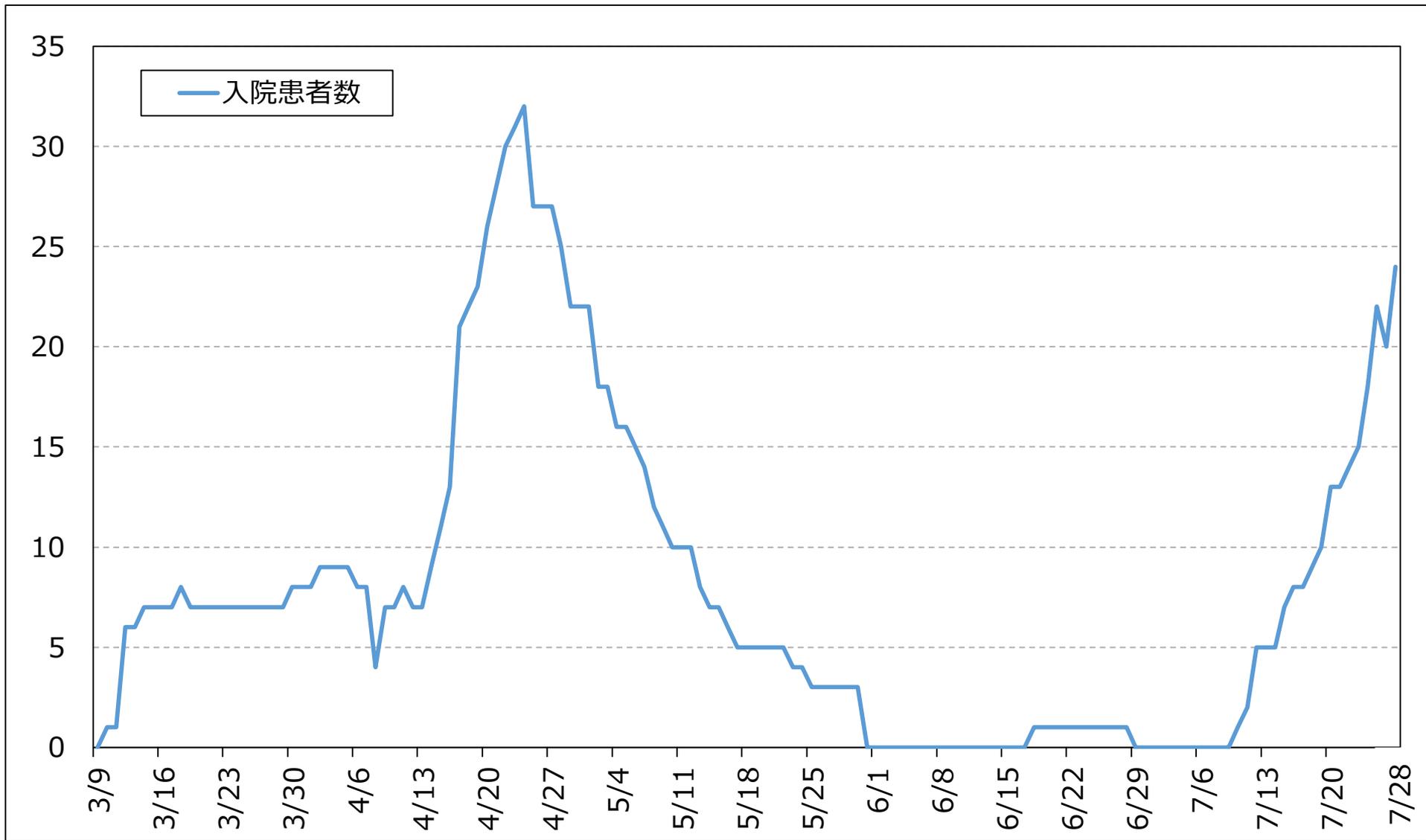
PCR検査件数・陽性率 (R2.7.27時点)

検査件数 : 3,834件, 陽性率 : 2.0%



※入院患者の陰性確認検査を除く

入院状況 (R2.7.28時点)



今後を見据えた医療提供体制について

新たな患者推計

- 6月15日の専門家会議で示された新たな流行シナリオに基づく、推計モデルを活用し、各都道府県の人口分布や人口動態をふまえて、都道府県ごとの患者推計を行う。
 - 都道府県は、都道府県ごとの実情を次の①～③の事項から、都道府県の実情に近いパターンを選択した上で、患者推計を行うこと。
 - ①推計モデル：「生産年齢人口群中心モデル」又は「高齢者群中心モデル」
 - ②社会への協力要請前の実効再生産数：1.7 又は 2.0
 - ③社会への協力要請を行うタイミング：基準日から1日～7日後
- ※ 基準日人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が2.5人となった日から1日～7日後

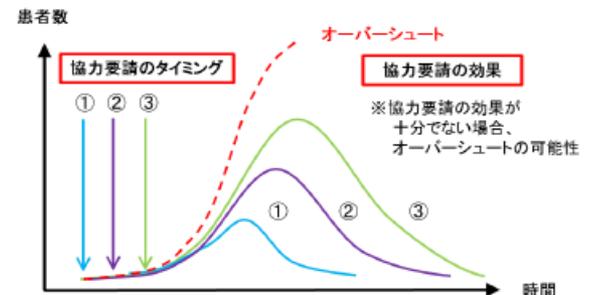
《新たな患者推計において基本とする考え方》

- ◇社会への協力要請前の実効再生産数は1.7を基本とすること。ただし、住民の感染症対策への備えが今よりも緩むなどにより、想定以上に拡大するなどの恐れがある場合は2.0を選択しうる。
- ◇社会への協力要請の推計上のタイミングの検討に当たっては、基準日から3日目を基本とすること。なお、人口規模の大きな都道府県においては、推計上の要請日は基準日から1～2日とすることも考えられるが、人口規模の小さな都道府県等においては、感染拡大の兆候を判断しづらく、結果として要請の判断の遅れが生じやすいため、推計上の要請日は基準日から3～4日後を基本とすること。

今回の推計モデルのイメージ



新たな患者推計における協力要請の位置づけ

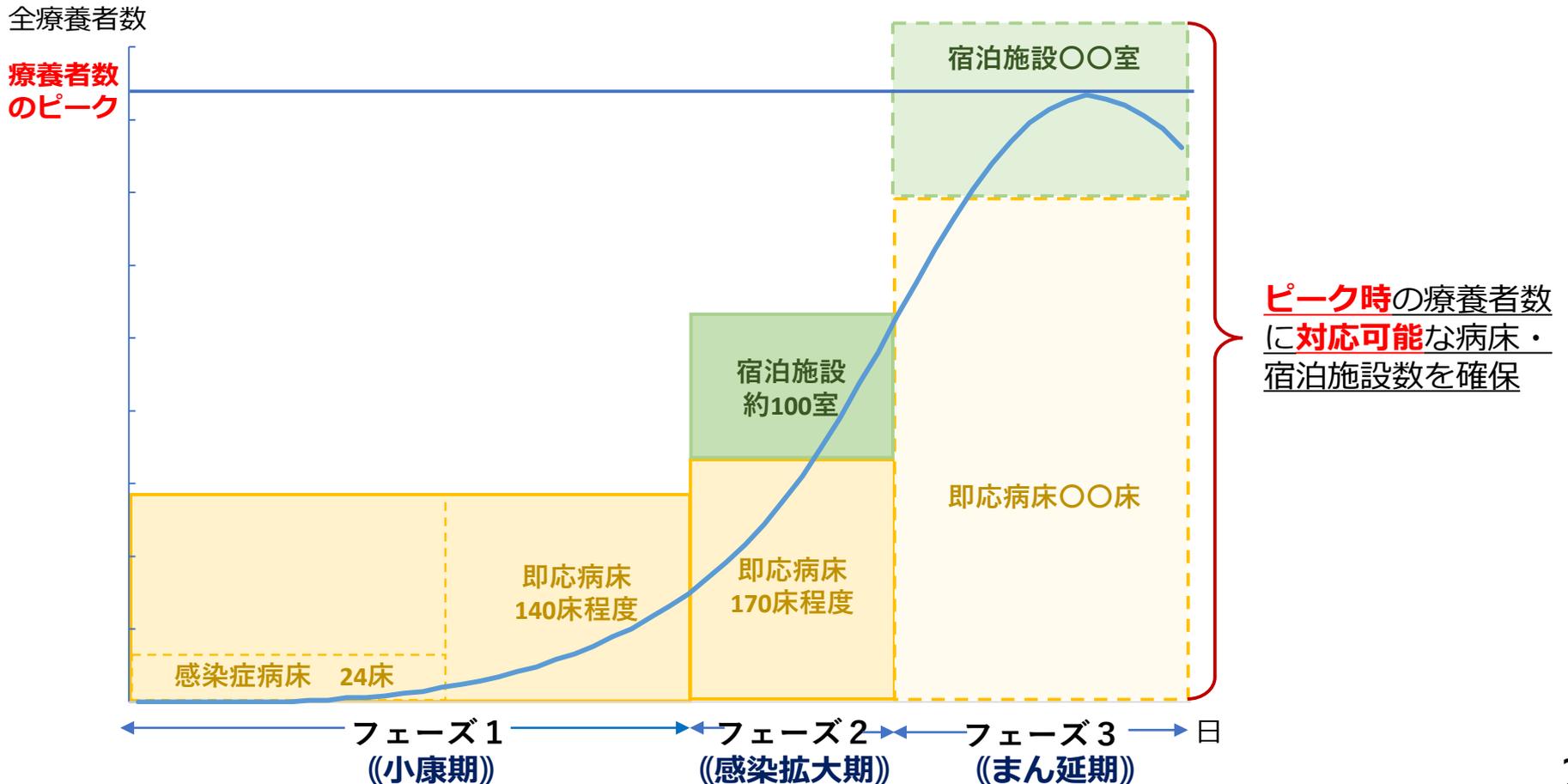


※ 遅いタイミングで、前回よりも効果の低い協力要請が行われれば、感染が長期化し、必要な病床数等が増加。

病床・宿泊療養施設の確保について

- 本県の**実情に近いパターン**選択し、算出される患者推計を踏まえ、**療養者数のピークを上回る病床・宿泊療養施設数**を確保する。
- 感染段階のフェーズ数については、これまでの病床確保の状況から小康期、感染拡大期、まん延期の**3フェーズ**とする。

病床・宿泊療養施設確保計画のイメージ



○厚生労働省によるシミュレーションを用いて得られる本県の患者推計を基に、各保健所における最大需要想定を行い、**ピーク時における保健所業務の必要人員を算出**しました。

○感染症患者の発生状況に応じ、柔軟かつ速やかに保健所の即応体制を確保できるよう、**全庁的な応援**により人員確保に努めるとともに、**外部人材の活用**や**業務の外部委託化**等に積極的に取り組みます。

1 保健所における最大需要想定及び必要人員について (R2.7厚生労働省照会への回答内容)

- (1) 厚生労働省によるシミュレーションを用いて得られる本県の最大新規陽性患者数を基に、最大検査実施数、最大相談件数を算出し、人口案分により保健所毎の最大需要想定を実施 > 【表1】
- (2) 最大需要想定に対応するために必要となる保健所毎の必要人員を算出 > 【表2】

【表1】 最大需要想定(1日あたり)

	桑名	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	四日市
最大新規陽性者数	5	4	5	4	4	3	1	1	5
最大検査実施数	100	80	100	80	80	60	20	20	100
最大相談件数	299	239	299	239	239	179	60	60	299



【表2】 保健所毎の必要人員(配置人員)

	桑名		鈴鹿		津		松阪		伊勢		伊賀		尾鷲		熊野		四日市		本庁 (対策本部)		合計	
	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務
保健所の必要人員	18.3	12.3	18.8	9.8	18.8	11.8	18.8	9.8	18.3	10.3	18.8	8.8	12.6	5.3	13.1	4.8	17	14.5	20.5	24.5	175	112

2 ピーク時における保健所の即応体制の確保について

- 感染症患者の発生状況に応じて保健所の即応体制を支援するため、**全庁的な職員応援**による人員確保のほか、**外部人材の活用**や**業務の外部委託化**等に積極的に取り組みます。
- クラスタ発生時に接触者調査や積極的疫学調査等の支援を行うため4月上旬に対策本部事務局に設置した「クラスタ対策グループ」を再編成し、**クラスタ発生時に外部の医師や看護師等をクラスタ発生施設等に派遣する仕組みを構築する**など、保健所が実施する業務の支援に取り組みます。

【主な保健所支援の取組】

(1) 外部人材の活用

- ・ 接触者調査、PCR検査にかかる調整業務等への支援
→ OB保健師の会計年度任用職員としての任用 8名
- ・ 帰国者・接触者相談センター業務への支援
→ 看護師資格を有する方を会計年度任用職員として任用 12名
- ・ 一般電話相談対応への支援
→ 一般事務の会計年度任用職員の任用 7名

(2) 保健所業務の外部委託化

- ・ 電話相談業務、検体搬送業務、患者搬送車運転業務の外部委託化

(3) 全庁的な職員応援による人員確保

- ・ 本庁（医療保健部・他部）からの応援（接触者調査等への対応、電話対応等）
- ・ 地域庁舎における応援（電話対応、検体搬送等）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた
『三重県指針』 ver. 3
～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和2年7月28日

三重県

はじめに

緊急事態宣言解除後、本県では、4月25日以降およそ2ヶ月半の間新規感染者発生ゼロの状態が続いていましたが、7月10日に47例目となる患者様が発生し、以降、この方もあわせて計31名の新規感染者が確認されました。全国の状況に目を向けましても、首都圏をはじめとする多くの都府県で一日あたりの新規感染者発生数が過去最高数値を更新しており、緊急事態宣言前後の人数を上回って、都市部を中心に感染が再拡大している状況にあります。感染状況にも変化が見られ、本県の傾向を見ますと、10代、20代の若い世代の感染が多くなっています。

緊急事態措置解除の後、県は「三重県指針」の中で、感染拡大の予兆を早期に察知し、適宜警戒を呼び掛けるためのモニタリング指標を設け、感染状況を観察してきました。そのうちの主な指標である、直近5日間の新規感染事例数、新規感染者数、入院患者数が、7月27日に、いずれも水準を上回りました。

しかしながら、新規感染事例については、概ね感染経路が県外由来のものとして推定できていると推定できている状況にはないと考えられます。

また、県内の医療機関、宿泊療養施設を提供する事業者と緊密に連携し、感染拡大に備えて着実に病床確保を進めています。

これらのことから、県民の皆様に対し、今すぐにすべての外出を自粛していただくような段階にはないと考えていますが、主に都市部における感染状況や、県内においても新規感染者の発生が続いていることに鑑み、新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等も含め、県民の皆様、事業者の皆様、引き続き感染防止対策の徹底をお願いさせていただきます。

県境をまたぐ移動自粛が全国で解除され、これまで控えていた県外への旅行を計画しようという方もおられることと存じます。旅行や、遠くにお住まいのご家族との再会は楽しい時間です。そこに水を差すようで心苦しくはありますが、折角の楽しい時間が、少しの油断で、取り返しのつかないことになってしまうかもしれません。

感染が急速に拡大している地域との往来は、知らないうちに感染し、またその感染を身近な方にまで拡大させてしまうおそれがあります。移動先の感染状況に留意し、繁華街等の感染者が急増しているエリアとの往来については避けていただきますようお願いいたします。

地方都市においても、接待を伴う飲食店でのクラスター発生が相次いで報告されていることから、県外を訪問される際には、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用は自粛していただくようお願いいたします。

また、特に若い世代の皆様におかれましては、軽症や無症状のまま、知らないうちに感染を拡大させないよう、感染を決して人ごとと思わずに、日常生活において「うつらない、うつさない」慎重な行動や、徹底した感染防止対策をお願いいたします。

事業者の皆様におかれましては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践した感染防止対策の徹底をお願いします。

また、高等教育機関の皆様におかれましては、県外において、部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が報告されているほか、県内においても感染者が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起をお願いします。

県内の新規感染者の発生動向、全国の感染状況や政府の方針等も見据えながらの判断となりますが、9月1日以降のイベント開催の取扱いについて、改めて国から示されることも踏まえて、『三重県指針 ver.3』の期限は8月31日までとします。

なお、今後の感染状況等に応じ、期限を待たずに見直しを行う場合もあります。

そして、皆様にご理解いただきたいことがあります。

これまでに何度も、強くお伝えしてきましたが、個人への偏見や差別につながる行為や人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないよう、改めてお願いいたします。

感染された患者の方、そのご家族や勤務先、県外から来県される方、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別、偏見、いじめを受けるようなことは、絶対にあってはならないことです。

感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。戦うべき相手はウイルスであり、皆様の隣人ではありません。県民の皆様におかれましては、個人や企業への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

皆様ご自身、そして大切な家族や友人、同僚の「命と健康」を守るためには、ウイルスを「持ち込まない」「広げない」ことが大切です。ゴールが見えないことから緊張感を維持することが難しく、つい気を緩めてしまうこともあるかもしれませんが、ゴールが見えない今だからこそ、ゴールに近づくために、持ち込まない、広げないための行動を心掛けてください。

新型コロナウイルスは誰もが、いつ、どこで、感染するかわからないことから、今こそ、ひとりひとりが徹底した感染対策を行っていただきますよう、お願いいたします。

令和 2 年 7 月 2 8 日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 『新しい生活様式』を取り入れた感染防止対策の徹底について

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（2m程度。以下「ソーシャル・ディスタンス」）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

(2) 『新しい生活様式』の定着と、『人との接触を8割減らす、10のポイント』

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』及び『人との接触を8割減らす、10のポイント』を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。（詳細は「【別添】参考資料1」）
また、スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」¹は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されますので、活用をお願いします。

2. 移動に関する感染防止対策

(1) 県民の皆様へ

- 県外への移動については、その必要性や移動先について今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。そのうえで、県外への移動が必要な場合は、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認ください。
- 特に、繁華街など感染者が急増しているエリアとの往来は避けてください。
- また、そうしたエリアにおける、「三つの『密』」となる環境が非常に多く、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用は自粛してください。【法²第24条第9項に基づく協力要請】

¹ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」とは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

² 新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 若い世代の皆様におかれましては、軽症や無症状のまま、知らないうちに感染を拡大させないよう、感染を決して他人事と思わずに、日常生活において慎重な行動や、徹底した感染防止対策をお願いします。
- 県内、県外を問わず、移動の際は『新しい生活様式』を実践のうえ、感染防止対策を徹底してください。

(2) 県外にお住まいの皆様へ

- お住まいの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、『新しい生活様式』を心掛けた行動をお願いします。
- 本県で確認された感染者の感染経路は、多くが県外に由来することから、帰省等をご検討されている、感染者が急増しているエリアにお住いやお勤めの方は、三重県の方針をふまえて慎重にご検討いただきますようご協力をお願いいたします。

3. 感染防止対策と社会経済活動の両立について

(1) 県内事業者の皆様へ

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保等のご協力をお願いします。
- 感染拡大予防ガイドラインや「【別添】参考資料2」等を踏まえ、ガイドライン等を作成し、実践していただいているところではありますが、改めて従業員への周知徹底や、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開、店舗内に掲示することで周知するなど、これまで以上に感染防止対策を徹底いただき、社会経済活動との両立を図ってください。
現時点で、感染拡大予防ガイドライン等を作成されていない場合は、速やかに作成のうえ、実践いただくようお願いいたします。
- 全国でこれまでクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等）においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底してください。【法第24条第9項に基づく協力要請】
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、県の新型コロナウイルス感染症特設サイトにもリンクを掲載していますので、該当する業種の最新のものをご利用ください。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、接触機会の低減に努め、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 特に感染者が急増しているエリアとの間での出張や会議については、業務上必要であっても、オンライン会議等のツールの活用により、実際の人の移動を伴わずに目的を達成できないか、今一度検討をお願いします。

(2) 高等教育機関の皆様へ

○県外において、部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が報告されているほか、県内においても学生の感染が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を実施してください。

【法第24条第9項に基づく協力要請】

4. イベントにおける感染防止対策

(1) イベント参加者の皆様へ

○スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されますので、イベント参加前にインストールし、活用をお願いします。

○また、イベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。

○イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。

(2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

①イベント開催の目安

○催物等の開催にかかる参加人数、収容率等の要件については、下表を目安とします。

期間		屋内	屋外
7月10日から	参加人数	5,000人以下	
8月31日まで	収容率 ³ 等	50%以内	十分な間隔 ⁴

※参加人数と収容率等の両方の要件を満たす必要があります

※9月1日以降の取扱いについては、国の方針に基づき検討

○催物の規模に関わらず、「三つの『密』」が発生しない席の配置や、人々との距離の確保等基本的な感染防止対策を講じるようお願いします。

②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

○地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、(2)①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。

³ 「収容率」とは、「参加人数÷収容定員」を指します。

⁴ 「十分な間隔」とは、人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）を指します。

○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。

③イベントの開催にかかる留意点

○イベント参加者に対し、マスクの着用や「新しい生活様式」に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。

○入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を作らないようにし、イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。

○参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。

また、スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用をお願いします。

○イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

TEL:059-224-2352 メール:yakumus@pref.mie.lg.jp

9:00~17:00 ※月~金(祝日除く)

5. 事実に基づく冷静な対応

○感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。

○県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報公開された感染患者様やそのご家族、患者様が所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

○仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。

○SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようご協力ください。

○新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見掛けたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口 TEL:059-233-5500

9:00~17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省(みんなの人権110番) TEL:0570-003-110

8:30~17:15 ※平日

6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

県では、これまでもモニタリング指標も参考にしつつ、県民の皆様の安全・安心のため、入院医療体制整備等を進めてきたところです。引き続きモニタリング指標を活用して、県内の感染状況を詳細に把握し、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくさらなる協力の要請等を検討していきます。対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

【判断基準となる主な指標とその目安】

指標	水準	期間
新規感染事例数（※）	3	直近 5日間
新規感染者数	10	
入院患者数	20	

※ 新規感染事例数：1名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を1事例として計上します。

新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

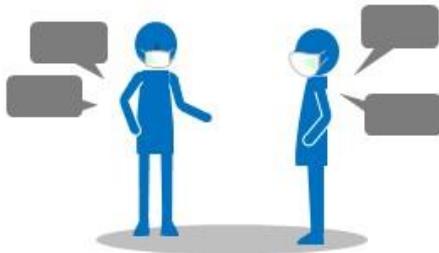
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

● 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
 ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、
 人との間隔が十分とれない場合は
症状がなくてもマスクを着用
 ただし夏場は熱中症に注意



☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
 できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
 ☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
 (手指消毒薬の使用でもOK)



☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
 ☑ 地域の感染情報に注意する

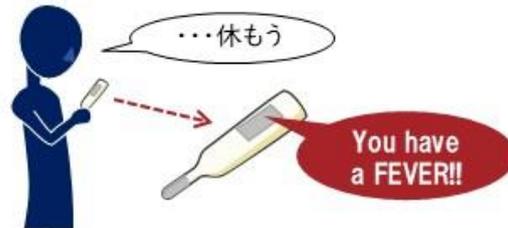


(2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

☑ こまめに手洗い・手指消毒
 ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
 ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
 ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
 ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、
 禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

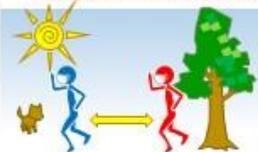
● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

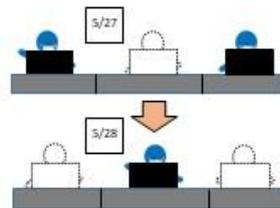
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

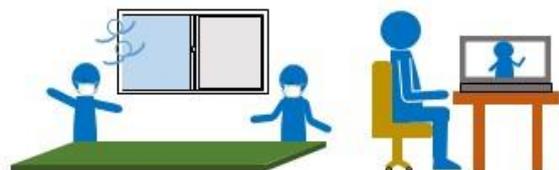


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは 換気と マスク



三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



『人との接触を8割減らす、10のポイント』

- (1) ビデオ通話でオンライン帰省
- (2) スーパーは1人又は少人数ですいている時間に
- (3) ジョギングは少人数で 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- (4) 待てる買い物は通販で
- (5) 飲み会はオンラインで
- (6) 定期受診は間隔を調整 診療は遠隔診療
- (7) 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- (8) 飲食は持ち帰り、宅配も
- (9) 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
- (10) 会話はマスクをつけて

【別添】参考資料2

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いいたします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いいたします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されてる界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のための
取組を行っています。

ご理解・ご協力をお願いします。

- 「三つの『密』」（密集・密接・密閉）の回避
- 従業員のマスク着用
- 定期的な換気の実施
- 店舗内の消毒の実施 など

感染防止対策を行いながら営業しています。

取組の詳細については、店内備え付けのガイドラインでご確認いただけます。

〇〇商店



知事指示事項

令和2年7月28日

- 1 主なモニタリング指標について3つ全てで水準を上回ったことから、経済を止めず、かつその他の地域医療を止めないように、早急かつ着実に病床を確保するとともに、宿泊療養施設についても、事業者と連携し早急に開設すること。また、引き続きモニタリング指標も活用して、県内の感染状況を分析し、必要な対策を円滑に実施できるよう備えること。
- 2 保健所の即応体制をしっかりと確保していく必要があることから、オール県庁で支援をしていくこと。
- 3 教職員、児童生徒の感染が発生していることから、改めて県立学校における感染防止対策を徹底するとともに、教職員、児童生徒が感染した場合の対応についても、十分な準備を行い、迅速な対応を実施すること。また、小中学校においても徹底した感染防止対策、感染時の迅速な対応が取られるよう、市町教育委員会の取組をサポートすること。
- 4 県外の福祉施設等でクラスターが発生していることから、所管部局においては、施設における感染防止対策の徹底について改めて周知すること。
- 5 今回改定した「三重県指針」ver. 3は、県民や事業者の皆様に変更して取組の実施をお願いするものであるため、各部局があらゆるネットワーク等を駆使して、早急かつ丁寧に周知すること。
- 6 7月以降に県内で発生した感染事例はほぼ全て県外に関連するものであることから、県民の皆様に対し、感染者が急増しているエリアとの往来は避けるようお願いすること。また、都心部だけでなく地方都市においても接待を伴う飲食店でクラスターが多数発生していることから、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用を自粛いただくよう、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うこと。
- 7 事業者の皆様には、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を実施しているところであるが、各団体の所管部局においてはガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底について改めて周知すること。特に、県外においてこれまでクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等）については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践について特措法第24条第9項に基づき、協力要請を行うこと。
- 8 高等教育機関の皆様には、部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が報告されていることから、このような場などにおける感染防止対策のこれまで以上の徹底、学生への注意喚起を実施していただくよう、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うこと。

9 感染された患者の方、そのご家族や勤務先、県外から来県される方、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別や偏見、いじめを受けたりすることは、絶対にあってはならない。

各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけること。